

## 緑の広域計画の在り方について（諮問）

本県では、当時建設省の通達に基づき、一つの市町の区域を超えた広域的な観点で緑地の保全・創出等を図るため、平成8年に広域緑地計画を策定しました。その後、平成28年のひょうご花緑創造プラン（以下「花緑プラン」という。）改定時に広域緑地計画の要素を統合し、現在に至るまで緑の量と質を高めるまちづくりを推進する施策を講じてきたところです。

近年は、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度の向上等の課題解決に向けて、緑地の機能への期待が高まっている一方で、都市の緑地は減少傾向にあります。こうした背景から、令和6年に都市緑地法が改正され、都道府県は、広域的な観点から緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定められるようになりました。また、広域計画の内容には、緑の保全・創出に関する目標や取組方針等、花緑プランとも関連又は重複するものが含まれており、花緑プランを広域計画の構成要素に含める形で改定することが望ましい旨、令和8年3月30日付けまち審第29号により答申いただいたところです。

については、広域的な観点から緑地の保全及び緑化を計画的に実施していくため、緑の広域計画の在り方について調査審議をお願いします。

令和8年3月30日

兵庫県知事 齋藤元彦